

天草飛行場の空港供用規程

平成21年7月29日

熊本県天草空港管理事務所

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、天草飛行場の空港供用規程を次のとおり定める。

第一章 天草飛行場が提供するサービスの内容 (運用時間等)

第一条 天草飛行場の運用時間等

- 1 天草飛行場の運用時間
12時間50分間（7時40分から20時30分）とする。ただし、天草飛行場の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、天草飛行場の運用時間を変更することがある。
- 2 天草飛行場の空港機能施設事業の営業時間
 - ① 旅客取扱施設（ターミナルビル）の営業時間
13時間20分（7時10分から20時30分まで）とする。
 - ② 貨物取扱施設 なし
 - ③ 給油施設 なし
- 3 天草飛行場の駐車場の営業時間
13時間35分（7時10分から20時45分まで）とする。駐車料金は無料。

(天草飛行場の概要)

第二条 滑走路（長さ×幅）

- 1 滑走路 1本 1,000m×30m
- 2 換算単車輪荷重 7.4t
- 3 エプロン
 - ① 2バース（コンピューター機用）
 - ② 小型機の利用については、熊本県天草空港管理事務所に問い合わせること。
- 4 ILS施設 なし。

(天草飛行場が提供するサービスの内容に関する情報)

第三条 次に掲げる天草飛行場が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- 1 総合案内所、観光情報センターその他の天草飛行場が提供するサービスに係る施設に関する情報
- 2 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の天草飛行場に関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第四条 天草飛行場が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、熊本県天草飛行場条例（平成十一年熊本県条例第五十六号）及び熊本県天草飛行場条例施行規則（平成十二年熊本県規則第二号）の定めるところ（次に掲げる事項を含む。）による。

- 1 正当な理由がなく、刃物、木刀等、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。次項において同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を天草飛行場の用地内へ持ち込んで서는ならない。
- 2 法令に基づく手続きを経て飛行が認められたものを除き、知事の承認を受けずに天草飛行場の用地の上空において小型無人機を飛行させてはならない。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年（2020年）12月1日から施行する。